

2008

第10号

平成20年4月1日発行

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会報

ケアマネちゃんぽん

発行責任者：長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会事務局 協議会事務局住所：〒852-8065 長崎市横尾三丁目26-1
TEL095-814-6688 FAX095-856-6131 E-mail:fujimoto-h@heisei-kal.or.jp

事業所会員制から、個人会員制の協議会に

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会
会長 大関 政 昭



長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会会員の皆様には、日ごろから協議会運営に多大なるご協力をいただき感謝を申し上げます。

さて、介護保険制度が安定した制度として継続する為には、介護支援専門員の活躍がなくしては、目的の達成が出来ないと、何度も何度も厚生労働省は連呼しているものの、事業者の経営は今や赤字が常識となっています。

平成18年の介護保険改革では、介護保険制度の効率性を高める事と、介護認定を受けたサービス受給者の半数が要支援、要介護1の軽度介護認定者である事から、軽介護度の要支援1、要支援2の方のケアマネジメントを地域包括支援センターに集中させ、効率性と、継続性を確保させました。介護予防マネジメントを集中させた事により、居宅介護支援事業者の担当ケースは概ね半分に減少し、さらに厳しい経営環境に迫いやられております。

大切に育てて配置していた介護支援専門員を泣く泣く手放す事業所も少なくありません。この様な厳しい環境の中、介護支援専門員の専門性の向上と地位向上のため介護支援専門員事業者協議会を今年3月末日で解散し、新たに個人会員制にした組織を、平成20年4月1日に発足し、遅くとも6月には第1回総会を開催し事業計画、会計予算案などの審議をして頂く予定になっております。元来、長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会は、平成12年7月に長崎市の介護保険課が事務局を担当して発足し、翌年の13年5月からは事務局は会長施設で担当し現在に至っています。

今後は名称も新たに、長崎市介護支援専門員連絡協議会とし、長崎県のNPO法人 長崎県介護支援専門員連絡協議会そして、全国の組織にリンクする為にも、個人会員制に移行する事になりました。移行に当たっては、1年間を掛けてブロックでの会合で協議され、平成20年3月14日の総会にて本会の解散と、新たに個人会員制の協議会の発足が承認された次第です。

これからは、新たに入会の申し込みを受け付け、会員名簿作成、6月の総会準備と進めてまいります。課題は前述いたしました様に厳しい介護支援専門員の環境の中、いかにして会員数を確保するかにかかっていますが、施設の介護支援専門員、グループホームの介護支援専門員などにも、幅広く入会いただけますので、多くの介護支援専門員にお声掛けの協力をいただきますよう、紙面をお借りし、お願いするしだいです。

も

<

じ

- ・特集 平成19年度活動報告書
..... P 2～4
- ・ケアマネかわら版 P 5

- ・トピックス P 6
- ・その他 P 7～8

特集

平成19年度活動報告書 (中央・北部・南部ブロック)

平成19年度中央ブロック活動報告書

ブロック長 狩生 賢一

● 中央ブロック役員会議 平成19年6月4日(月) 13:30~16:00

内容 「平成19年度の中央ブロックの活動について」

- 研修会の開催日の決定
- 研修内容の打ち合わせ
- 個人会員制についてのアンケートの実施について



● 中央ブロック会議 平成19年7月20日(金) 15:45~16:45

内容 「平成19年度の中央ブロックの活動について」

- 長崎市の連絡協議会の個人会員制についての討議
 - 会費や名称についての討議
- ※ いずれも討議に対しての決議はなく、事前アンケートの内容を長崎市の連絡協議会の事務局へ報告した。
- ※ 親睦会 平成19年7月20日(金) 18:00~20:00
場所:「季菜子」…古川町6-3-2F (821-2255)

● ①研修会 平成19年7月20日(金) 13:30~15:35 会場:アマランス研修室①②

内容 1、「成年後見制度におけるすこやか支援課とセンターの役割について」

- 長崎市高齢者すこやか支援課…(古峯係長)

2、「成年後見制度の申し立てから審判まで」

- 社団法人 成年後見センターリーガルサポート長崎支部
総務部長 宮川司法書士事務所 宮川 晃 先生

● ②研修会 平成20年2月22日(金) 13:30~16:30 会場:アマランス研修室①②

内容 1、講演「高齢者の理解のポイント」

～精神保健相談を通して～

- 講師:長崎市役所 地域保健課 参事 小森 正満 先生

2、事例検討会(グループ討議)

テーマ:「相談援助を必要とする利用者に対する居宅支援の制度的課題」

- 事例提供事業所:ゆめライフ
- 事例発表者 :柳川 裕美 氏
- アドバイザー :小森 正満 先生(地域包括支援センター)



※ ブロック会議では11月ごろに研修会を予定していましたが、
県の行う現任研修等の予定が入ってきた為に研修会を行う事が
出来ませんでした。

平成19年度北部ブロック活動報告書

副ブロック長 高橋律子・口石美保・吉川光義

● 第1回ブロック会議並びに研修会

平成19年7月20日(金)、長崎県総合福祉センター5階大会議室にて北部ブロック会議並びに研修会を開催しました。参加者は98名。大関会長・ブロック長の挨拶の後、長崎市介護保険課給付係長の中尾隆様から「軽度者の福祉用具貸与」についての説明があり、質疑応答も行われました。

続いて北部にある5つの地域包括支援センターからそれぞれ現状報告がなされました。休憩の後、長崎市岩屋・滑石・横尾地域包括支援センターの神村センター長から「地域包括支援センターの役割と機能」について説明があり、その後グループに分かれて「利用者支援における居宅と包括との連携」というテーマで意見交換を行い、発表後に長崎市高齢者すこやか支援課から研修会についての講評をいただきました。

最後に、高橋副ブロック長から平成19年度のブロック活動について、今年度は居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの連携をテーマに研修会を計画していることなどの説明があり、閉会しました。

● 第2回研修会

平成19年11月13日(火)、同じく長崎県総合福祉センターにて北部ブロックの第2回研修会が行われました。参加者は82名。大関会長・ブロック長挨拶の後、長崎市精神障害者相談支援センターやまぼうしの相談支援専門員、江口智子様から同センターの機能や活動内容などについて説明していただきました。

続いて、居宅のケアマネジャーと地域包括支援センターの職員が一緒に関ったケースの事例検討会に移り、まず事例を提供して下さった居宅と包括の方から事例について詳細な説明がありました。その後グループ討議に入り、自分たちだったらどのように支援をしていくかについて活発な話し合いがなされ、各グループから様々な意見が発表されました。最後に、長崎市高齢者すこやか支援課からの講評があり、研修会を閉会しました。

今年度は、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが今後どのような関係作りをしていったらよいかということを中心に、ケアマネジャー個人個人が地域包括支援センターの役割や機能について十分に理解し、居宅の支援困難事例について包括が相談を受け、一緒に関った実際のケースを通して、情報の収集や地域における社会資源の連携の大切さなどを共有できたと思います。また、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター双方にとって、今後の地域における利用者支援のネットワークを構築していく上での一助になったことを期待して今年度の北部ブロックの活動を総括したいと思います。

平成20年度は長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会も名称を変え、個人会員制へと移行しますが、今後も会員相互の情報交換や資質向上、緊密な連携という目的は変わらないと思いますので、来年度からも会員の皆様にとって有益な研修会が企画されることを期待します。



平成19年度南部ブロック活動報告書

研修委員 志岐美津子・松島 都

● 第1回 平成19年7月12日(木) 場所:アマランス 参加:106名(会員71名・包括10名・訪問介護事業所25名)

内容 南部地域の訪問介護事業者紹介

各ケアマネがサービス内容(各事業所の特徴やオプションサービス等)についての理解を深め、ご利用者支援をしていく上で、サービス事業所との連携を図っていく目的で企画

○ 南部ブロック会議

※ 研修後交流会:酒趣庵 参加42名(会員30名、他)

● 第2回 平成19年9月13日(木) 場所:アマランス 参加75名

内容 「知って広がるケアプラン」と題して、介護サービス以外の社会資源についての研修

①被爆者援護対策 ②難病対策と介護保険制度の適用について ③障害者自立支援法に関して

※ 全て、長崎市より説明を頂いた

● 第3回 平成19年11月15日(木) 場所:アマランス 参加59名

内容 第2回研修会に学んだ介護保険サービス以外の制度利用の対象となる方のケアマネジメントについて、事例を通して学ぶ機会をもった

「ケアマネジメントの実際～事例検討」

- ・脳内出血後片麻痺の事例 59歳 男性 (居宅介護支援事業所 新地)
- ・多発性硬化症の事例 71歳 女性 (健友会ケアプランセンター)
- ・ALS 要介護5の事例 67歳 男性 (さんわケアプランセンター)

● 第4回 平成19年2月9日(土) 場所:長崎市南部市民センター 参加:60名

内容 医療制度の改正や介護保険の普及もあって、医療依存度の高い方が在宅生活を希望する事例が増え、ケアマネへの相談も今後さらに増大していくものと予想されるため長崎在宅Drネット活動について紹介して頂いた

○「長崎在宅Drネット」の活動について 「たくま医院」 詫摩和彦先生

○「後期高齢者医療制度について」 南部ブロック副会長 大町由里

※ 研修後交流会:土間土間 参加15名

「今年度の研修を振り返ってと、来年度にむけて」

今年度、南部ブロックに新たに2事業所の居宅介護支援事業所が加わり、35事業所の居宅で研修会を行いました。「来てよかったばーい、今日の研修、ためになったばーい!」を目標に取り組んできました。

今後、研修の内容については再度会員の方の意見を聞きながら来年度に向けて進めていきたいと思っておりますが、研修の休憩時間など、普段交流のないケアマネ同士へ情報交換ができたり、顔なじみもできてきています。研修に来ないと、電話だけで会う機会もないのが実情であって、お互いの悩み相談もできているように思います。

来年度は個人会員制も検討されているようですが、個人会員制になって、運営方法など変更になっても、研修への参加でケアマネ同士の悩み相談や情報交換の場になればと願っています。それと、「来てよかったばーい」とさらにはお土産まで出来る研修会を目指していきたいものと思いますので、今後とも宜しくお願いいたします。

ケアマネかわら版

「未来に光を…」

今、介護の求人を行ってもなかなか集まりません。介護は大変だ。仕事の割に給料は安い。というイメージが強いのです。でも、人生の集大成の時に、1人の人間として関わること、貴重な時間を共有出来ること、私たちの特権です。何より介護職のプロとして当然のことをした事に対しての、嬉しそうな笑顔。多くの笑顔が見たくてこの仕事を続けているのかもしれませんが。私たちしか見られない「とびっきりの笑顔」「あ～ッ、良かった！」そう思うのです。私たち自身が専門職という意識、自覚を持ち周りから評価される確かな技術取得に努め、介護職の地位を上げて行く努力をする。そして、社会にアピール！「すべての人に温かい未来を！」大きな波を起こしましょう。



(懷を暖めて欲しい40代後半の男)

感謝の気持ちを忘れずに…

ケアマネージャーとして働き始めてようやく1年が経とうとする。ケアマネとして働くことがいかに大変であるか十分に承知していたつもりであったが予想以上の大変さを痛感した1年であったと振り返る。この1年を何とか乗り越えて来られたのは、上司の温かい見守り、昨年3月に生まれた愛娘の天使のような笑顔と愛妻弁当、そして何よりも未熟な私に対する利用者の方々から寄せられる期待と信頼(?)の思いがあったからである。「いつも世話になって…ありがとう」と人生の先輩方が頭を下げてくださる。しかし感謝すべき立場にあるのは私の方ではないかと思う。



「皆さんと出会えたことで、私は人間として少しずつ成長させてもらっている」その気持ちを忘れずにいたいと思います。

(匿名希望のケアマネより)

これからも笑顔で頑張ります!

事業所に新しく紹介を頂いた利用者様にどのように対応をしているか紹介します。
「利用者様同士の関係」の足がかりを作ること、生活歴や日常の過ごし方などスタッフが共通の理解として把握することを目的に利用開始前に面談を行い、初回の利用時は面談を行ったスタッフがほぼマンツーマンで対応し「この施設に継続して通いたい!」と思ってもらえるように気を配っています。また現在継続してご利用の方々へ対しては、意志や尊厳を尊重し、ご本人様の要望による趣味活動や入浴時の同性介助、他にも食べ物の好き嫌いへの対応、月毎の季節に沿った行事にとスタッフも毎日奮闘しています。これからもご利用者様の笑顔のためにそして私たちの施設が皆様に選ばれる事業所になるようにスタッフ一丸となって頑張っていきます。



(いつも笑顔の担当より)

※この「ケアマネかわら版」は掲載希望のコメントを募集しています。言わせて欲しい!等、記事内容への賞賛、反論、何でも結構です。掲載希望の方は事務局までご連絡下さい。

トピックス TOPICS

訪問介護サービスの動向

昨年、長崎市介護保険課より訪問介護事業者対象の研修会で取り上げられた内容や、長崎市介護保険課への申入れに対する内容で重要と思われる点をピックアップし紹介いたします。また、その他に噂になっている、「同居家族等がいる場合の訪問介護サービスの生活援助の取扱いについて」先に厚生労働省からの通達がありましたので紹介いたします。



長崎市介護保険課より ～ 訪問介護Q&A ～

①通院介助の院内の介助が算定対象となるか？

- ・通院先の病院に介助体制が整っておらず、対象者の身体状態に応じ常に介助見守り等が必要な理由が課題分析され、ケアプラン上に明確に位置づけられていること。
- ・院内の付き添い行為だけをもってして単独行為として算定することはできないが居宅において行われる病院に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合に限り認められる。

②「利用者宅までの間の買物は認めない」という内容であるが、階段が多いとか高台の家では一旦家に入ってから買物では時間のロスが多いので認めて欲しい。

- ・介護保険法の規定どおり、保険者で決められることではない。

③入院時の付き添いヘルパーは認められているが、退院時は認められなくなっているが、医療法では付き添いの明文がないので、病院内も認めてもらいたい。

- ・居宅からの一連のサービス行為であることに限り「身体介護中心型」を算定できますが、退院時は「身体介護中心型」ではなく「通院等のための乗車又は降車の介助」での算定となります。また、院内の移動等の介助についても同様に含まれます。



同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて

厚生労働省より通達があり、一部市町村において、同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する介護給付の支給の可否について決定しているところがあったが、従来どおり、「障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」に行われることとしている。

この趣旨は、同様のやむを得ない事情とは、障害、疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものである。従って、市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、**一律に介護給付の支給の可否を機会的に判断しないようにされたい。**

(厚生労働省通達一部抜粋)

以上のように一部紹介いたしましたが、制度上の認識は地域によって違いが起こりうることでありますが、認識を統一化するあまり柔軟性のある制度とは言えなくなっている。今後、多くの問題を打破していくためにも、ケアマネジャーの力で社会資源の発掘や制度の変革を起していくことが重要な鍵だと考えます。

居宅介護支援事業所 リエゾン長崎
和田 公一

『介護支援専門員 実務従事者研修について』のアンケート結果



平成20年 2月22日

- ① 専門課程を受講した。講師の方も実務者であり分かりやすく身近に感じられた。実務者として1年半のわずかな経験の中、戸惑う事もあったが根本であるところを改めて学ぶ機会を得てよかったと思う。
- ② 3名のケアマネが勤務しています。うち2名は専門課程「」の受講を希望しましたが、県の担当者から直接電話があり、更新研修もクリアしているので辞退して欲しいと依頼されました。幸い、これまでの実務研修で更新研修も免除の状況ではありましたが、来年度以降もこのような状況になるのではないかと不安になります。またもう1名については新任であり、研修通知が来たと同時に申し込みをしましたが、抽選もれとなりました。基礎研修は『原則必須』にもかかわらず受講できませんでした。後になって受講していない事が業務を行なうにあたり障害にならないか心配です。
- ③ 実務についているケアマネ数は県も把握していると思います。来年度以降は希望者全員がきちんと研修を受けられる体制を確保して欲しい。
- ④ 講師の先生方は、どのようにお選びになっているのでしょうか？出来れば選択科目については、事前に先生の所属や名前を教えてもらえればと思いました。(前回研修で、どこで勤務しているのか教えていただけない講師の方がいたため)
- ⑤ 同じ研修であるにも関わらず、時間厳守などの規則についても異なっており、県や国の要綱でよかったのか？
- ⑥ 会場が何度も変わり戸惑った。
- ⑦ 受講決定の情報が届かず、業務に支障があった。できればもっと早くに決定通知を教えて欲しい。
- ⑧ グループワークなど、様々な方と知り合えて良かった。皆さん多くの悩みを抱えており分かり合えて精神面でも役に立ちました。
- ⑨ 研修日程については、集中して行なわれるため業務に支障がある。できれば分散して欲しい。
- ⑩ サービス担当者会議のグループワークなどは、施設と居宅のケアマネを分けて研修して欲しい。
- ⑪ 講義もよく意欲的に取り組めた。パワーポイントが見えにくかった。
- ⑫ 包括支援センターの役割等再確認でき、具体的にイメージできてよかった。
- ⑬ 主催が、福岡や熊本などあり紛らわしく分からない。
- ⑭ 内容が同様のものが毎年あるので一度受講した場合は2～3年毎にして欲しい。
- ⑮ グループワークの班変えの回数が多く落ち着かない印象があった。



事務局便り

本協議会が平成12年7月から発足し、多くの事業者会員様には、ご愛顧いただき誠に有難うございました。本協議会は平成20年3月31日をもって発展的解散をすることとなり平成20年4月1日より新たに「長崎市介護支援専門員連絡協議会」として生まれかわり個人会員制となりますが、引き続き個人会員としてもご愛顧いただけるよう事務局一同、邁進して参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

編集後記

2003年1月に第1号を発刊して足掛け5年、おかげさまで第10号の発刊を迎えることができました。この間、編集作業は試行錯誤の連続でした。過去に掲載しました様々な記事や情報は、その時折々、まったなしで意味や姿を変えていきました。そのスピードに追いつきつつ記事を紙面へと形に出来たのは、編集委員の影の努力の賜物にほかなりません。2008年は新たな介護保険改正の議論が始まります。情報の大切さを今一度振り返りながら、進化する紙面づくりに努力していきます。

	ブロック長	副ブロック長
南部	榎本 哲子 (青葉苑)	大町 由里(さんわケアプランセンター)
中央	狩生 賢一 (元船光タクシー機)	林 尚雄(古賀の里)
		小林 敏子(長崎県看護協会ケアプランセンター)
北部	大関 政昭 (プライエム横尾)	高橋 律子(ダイヤモンドスタッフ機)
		口石 美保(ケアプランセンターひまわり)
		吉川 光義(光風台病院)

編集委員会

委員長：川副	巧成 (リエゾン長崎)
委員：濱崎	克裕 (にしきの里)
林	尚雄 (古賀の里)
吉川	光義 (光風台病院)
築城	文子 (大浦診療所)
水頭	正樹 (牧島荘)

いつまでも住み慣れた 我が家で

～在宅での生活を介護・看護
の面からサポートいたします～



訪問看護ステーション

横尾

長崎市横尾3丁目26番2号 TEL.095-855-0002

主治医や介護支援専門員と連携しながら、看護師がご家庭に訪問し看護サービスを提供します。



訪問介護
ステーション

プライエム横尾

長崎市横尾3丁目26番1号 TEL.095-814-6700

登録ヘルパーがご家庭で心のこもった介護・家事サービスを提供します。また障害者福祉サービスや長崎市地域支援事業も行っています。



訪問入浴ステーション

横尾

長崎市滑石3丁目5番34号 TEL.095-855-0054

ご家庭に浴槽を持ち込み、看護師・介護職員で入浴介助を行います。寝たきりや疾病により入浴が困難な方や、障害をお持ちの方への入浴サービスです。

ご相談・質問はいつでもお気軽にご連絡ください

社会福祉法人 平成会

長崎市横尾3丁目26番1号 TEL.095-856-6511



広告の問い合わせ先について

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会 事務局

〒852-8065 長崎市横尾3丁目26-1 (プライエム横尾内)

TEL (095) 814-6688

FAX (095) 856-6131